

種豚等流通円滑化推進緊急対策事業実施要綱

令和2年1月14日付け元農畜機第5962号
一部改正 令和2年2月26日付け元農畜機第7009号
令和2年3月31日付け元農畜機第8146号

平成30年9月以降国内で発生しているCSFの感染拡大防止対策として、令和元年10月に特定家畜伝染病防疫指針が改定され、豚への予防的ワクチン接種が可能となるとともに、接種区域（特定家畜伝染病防疫指針に基づき、都道府県知事によるCSFの予防的ワクチン接種命令を実施する区域をいう。以下同じ。）内から接種区域外への豚や精液等の流通に制限がかかることとなった。

これに伴い、接種区域外において、接種区域内からの種豚や精液の入手が困難となり、接種区域外での肉豚の生産に影響が及ぶこととなる。

また、CSFだけでなくアジアでも広がりを見せているASFが我が国に侵入し、種豚生産農場で発生した場合は、全頭殺処分となり、貴重な遺伝資源が失われることとなる。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、CSFやASFの発生等による影響を低減し、肉豚生産や種豚改良が円滑に行われるための事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって我が国の畜産生産基盤の維持・強化及び畜産物の安定供給に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5367号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体、事業の種類等

この事業の事業実施主体、事業の内容、事業の実施、補助金交付の手続等については、事業の種類ごとに次に定めるとおりとする。

1 凍結精液等の新たな供給機能の付加

貴重な遺伝資源を保存・供給するため、新たに凍結精液等の保存や供給を行うための機器の導入等について支援する事業であり、別添1のとおりとする。

2 種豚及び精液等の新たな供給拠点の整備

C S F ワクチン接種に伴い生じる接種区域外における種豚や精液等の不足を低減し肉豚生産が円滑に行われるよう、種豚や精液等の出荷が危ぶまれる種豚業者等のため、新たな種豚・精液等の供給拠点の整備等について支援する事業であり、別添2のとおりとする。

3 接種区域外へ移動させることが出来なくなった肥育素豚の追加的な飼養

接種区域外へ肥育素豚を移動させることが出来なくなった接種区域内の肥育素豚の生産農場において、滞留した肥育素豚を一時的に飼養するために必要となる簡易豚舎の設置等について支援する事業であり、別添3のとおりとする。

4 日本固有品種等の避難

日本固有品種等の銘柄豚肉生産に用いられる種豚群について、豚群の維持のため、C S F 感染リスクの低い農場等へ種豚を避難させる等の取組について支援する事業であり、別添4のとおりとする。

5 アグーの避難に必要な避難用豚舎の新設等

C S F や A S F の感染から貴重なアグーの種豚を守るため、沖縄県に限り、県内の離島へ種豚を緊急的に避難させるために必要となる場所を確保するための施設の新設や増改築、飼養管理機材の整備を支援する事業であり、別添5のとおりとする。

第2 その他

独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則（令和2年1月14日付け元農畜機第5962号）

この要綱は、令和2年1月14日から施行する。

附 則（令和2年2月26日付け元農畜機第7009号）

- 1 この要綱の改正は、令和2年2月26日から施行し、令和2年1月14日に遡って適用する。
- 2 別添2から別添5までの事業について、令和2年1月14日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、畜産業振興事業の実施について14の規定にかかわらず、それぞれ交付申請書（別添2、別添3及び別添5にあっては別紙様式第3号の、別添4にあっては別紙様式第1号の交付

申請書をいう。)の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、同規定に基づく着工又は着手の手続については行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則 (令和2年3月31日付け元農畜機第8146号)

- 1 この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 令和元年度にこの事業により施設を整備した事業実施主体が、当該施設と一体的なものとして、令和2年1月14日から令和2年度の補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合（令和元年度にこの事業により補助金の交付決定を受けて着工又は着手した場合及び別添1の事業により補助金の交付決定を受けて着工又は着手した場合を除く。）は、畜産業振興事業の実施について13の規定にかかわらず、それぞれ交付申請書（別添1及び別添4にあっては別紙様式第1号の、別添2、別添3及び別添5にあっては別紙様式第3号の交付申請書をいう。）の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、同規定に基づく着工又は着手の手続については行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。